

政策セミナー「デジタル田園都市国家構想の実現 ～地方創生テレワークの推進に向けて～」開催報告

情報サービス産業協会 社会の革新委員会

5月24日、社会の革新委員会の主催により、本年1月に政府と締結した「地方創生テレワーク推進に関する包括連携協定」に基づく具体的なアクションを考える政策セミナーをオンラインで開催し、正会員をはじめ、県団体会員の加盟企業など全国から幅広く167名の参加を得た。本稿では、その開催の概要を報告する。

1. 開催企画の背景

JISAは、本年1月13日、野田聖子大臣（内閣府特命担当（地方創生））との間で「地方創生テレワーク推進に関する包括連携協定」を締結した。「地方創生テレワーク」とは、内閣府によれば、地方におけるサテライトオフィスでの勤務等の地方創生に資するテレワークであり、地方の活性化に貢献するものとされる。ICT（情報通信技術）を活用し時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方「テレワーク」が広がることで、今までと同じ仕事を今までと違う場所でできるようになる。

本協定では、地方自治体と企業による連携事業の実施、地方創生テレワークによる移住者の兼業・副業等を通じた地域企業との連携・交流促進など6点の連携を進めるとしている。

また、令和4年度税制改正では、JISAが要望した「地方拠点強化税制の延長と拡充」が実現した。これは、地方にある情報サービス産業事業者の本社機能の拡充を図るとともにユーザー事業者の首都圏からの地方移転等を促進し、地方における新規事業及び雇用創出を図ることを狙いとして要望したものである。

本セミナーは、コロナ禍を経てリモート環境の活用により、時間と空間の有り様が変わる時代に突入するなか、地域の個性を活かした自律分散型のデジタルタウンを創っていくことが必要との認識をふまえ、上記の協定に基づく連携の推進や地方拠点強化税制を活用した働き方改革、政府が進めるデジタル田園都市国家構想の実現に向けた施策の紹介の機会として開催した。

2. プログラム

デジタル田園都市国家構想及び地方創生テレワークの推進について

内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局

参事官 野村 栄悟 氏

地方拠点強化税制について

内閣府地方創生推進事務局

企画官 杉本 敬次 氏

(1) デジタル田園都市国家構想及び地方創生テレワークの推進について

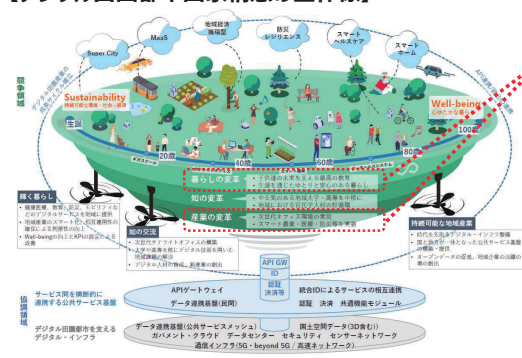
野村参事官からは、「デジタル田園都市国家構想と地方創生テレワークの推進について」と題して、①デジタル田園都市国家構想の背景及び骨子案②地方創生テレワークの推進及びサテライトオフィスの整備等の促進について紹介された（骨子案を次頁に掲載）。

また、構想の実現に向けた地域の実績を表彰する「夏のDigi田（デジデン）甲子園」、地方創生テレワーク推進事業の予算措置に関する紹介があった。

『夏のDigi田甲子園』の概要

- 全国津々浦々で「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けた取組を力強く進めていくためには、地方の創意工夫がなされた独自の取組を積極的に横展開していくことが必要であることに加えて、地方公共団体や民間企業の意欲や、広く国民全体の関心を高め、様々な主体が積極的に参画いただける環境を整えることが重要である。
- このため、本構想の実現に向けた地域の実績を広く募集し、特に優れたものを表彰する「Digi田甲子園」を開催することとし、まずは地域における中核的な取組主体の1つである自治体を対象として、『夏のDigi田（デジデン）甲子園』を実施する。

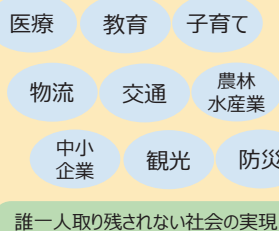
【デジタル田園都市国家構想の全体像】



表彰の対象とする取組

デジタルの活用により、地域の個別課題を実際に解決し、住民の暮らしの利便性と豊かさの向上や、地域の産業振興につながっているもの。

《具体的な分野のイメージ》



内閣総理大臣の出席による「表彰式」を実施

表彰部門

《実装部門》

以下の市区町村の区分ごとに、デジタルの活用によって地域の個別課題を解決している取組のうち、特に優秀と認められるもの。

- ◎ 指定都市・中核市・施行時特例市等
- ◎ 市（上記の市を除く。）
- ◎ 町・村

《アイデア部門》

上記につながる取組のアイデアとして、特に優秀と認められるもの。

【選考過程（予定）】

地区予選（～6月）

都道府県による選考・推薦

… 域内市町村のデジタルを活用した取組から優れたものを選定

本選（夏頃）

国民によるインターネット投票

… 国民の視点から見た優れた取組を選定

有識者による委員会での審査

… デジタル活用の専門家等の視点から見た優れた取組を選定

【事務局より補足】

本セミナーで紹介されたデジタル田園都市国家構想基本方針（骨子案）は、6月7日に閣議決定された。内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議のHPには、基本方針が掲載されているほか、本構想を紹介する動画も掲載されている¹。本講演で紹介されたデジタル田園都市国家構想推進イベント（6月20日開催）の資料は内閣官房・内閣府総合サイト「地方創生」²からダウンロードすることができる。また、地方創生テレワークの推進についても同サイトで把握できる。「夏のDigi田（デジデン）甲子園」については開幕して応募は締め切られたが、内閣府のHPでは地区予選を突破して都道府県代表に選ばれた各取組・アイデアを見ることができる³。

1 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/index.html

2 <https://www.chisou.go.jp/sousei/index.html>

3 https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_denen/koushien.html

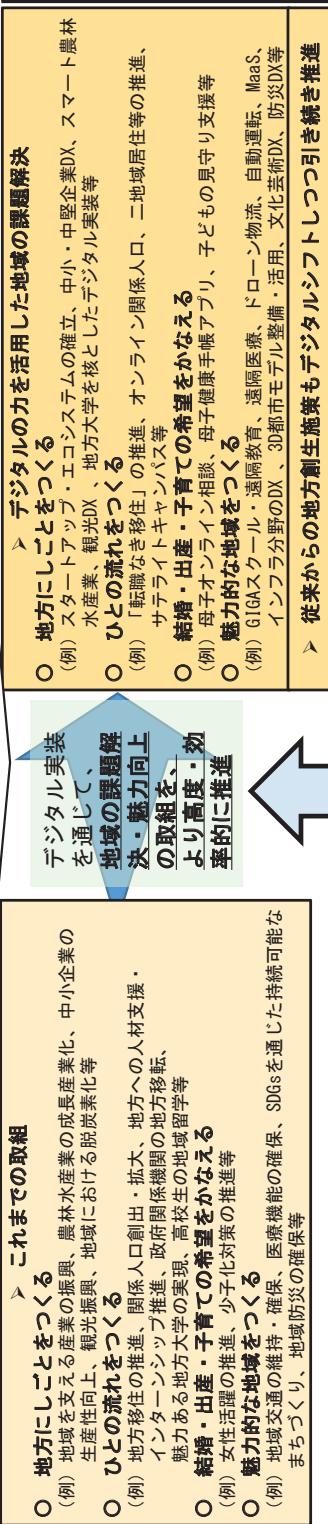
デジタル田園都市国家構想基本方針(骨子案)

第7回デジタル田園都市国家構想実現会議(R4.4.27)資料

- コロナ禍で地方を巡る社会経済状況が大きく変化していることに加え、デジタルインフラの飛躍的な整備の進展、テレワークをはじめとしたデジタル技術利活用の浸透など、地方に住みながら様々な情報・サービスを利用できる環境が整いつつあり、デジタル技術を活用する機運が急速に高まっている。
⇒ **デジタルの力を活用して地方創生にかかる取組を一層高度かつ効果的に推進することによる地方活性化を図る環境が整いつつあり、これを機に、デジタル田園都市国家構想の実現を目指す。**
- 国は、基本方針を通じて、構想が目指すべき中長期的な方向性を提示し、地方の取組を支援。特に、データ連携基盤の構築など国が主導して進める環境整備に積極的に取り組む。その際、KPIを設定して進捗管理を行いつつ、取組の着実な推進を図る。地方は、自らが目指す理想像を描き、自主的・主体的に構想の実現に向けた取組を推進。
- 構想の実現により、地方におけるしごと、持続可能性の向上、Well-beingの増大などを通じて、**デジタル化の恩恵を国民や事業者が享受できる社会を目指すし、地方から全国へとポトムアップの成長とともに、東京圏への一極集中の是正を図る。**



地方活性化・地方からのポトムアップの成長



（２）地方拠点強化税制について

杉本企画官からは、地方拠点強化税制について、①企業の地方移転等の動向、②特例措置の概要、③令和４年度税制改正の内容、という構成で、以下の紹介があった。本税制は、東京23区から本社機能の全部又は一部を地方に移転する場合だけでなく、地域における本社機能を拡充する場合にも活用できる。

①企業の地方移転等の動向

国土交通省の調査によれば、東京都内に本社を有する企業のうち、2020年に本社事務所の配置見直しの具体的な検討を新たに開始した企業は14%。また配置見直しを検討する企業のうち、52%が全面・一部移転を検討している。コロナ禍において移転への関心が高まる一方、移転の候補先は大半が東京23区・東京圏内に止まる。

具体的な地方移転等の事例として、新型コロナウイルスの感染拡大に対応した業務改革の一環で、東京23区から地方に本社機能の一部を移転した事例などを紹介（事例の中には、JISA会員も含まれている）。

②地域再生法特例措置の概要

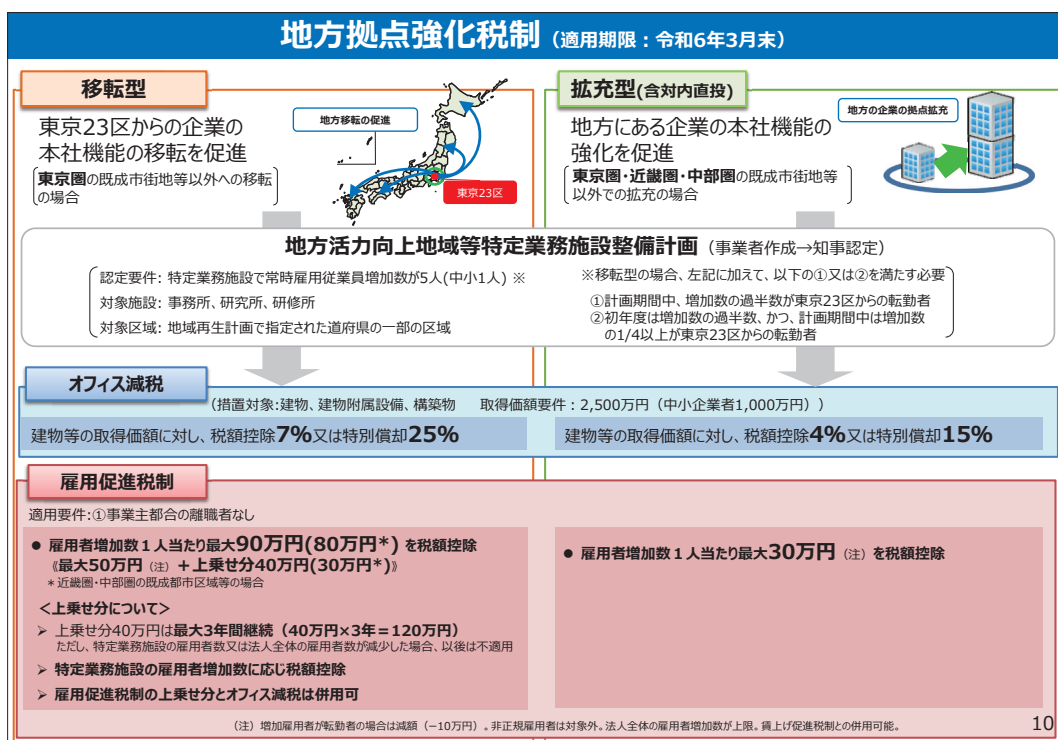
地方拠点強化税制の適用を受けるためには、事前に地域再生法に基づく「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を都道府県に申請して、都道府県知事の認定を得る必要がある。

認定を取得することで適用可能となる特例措置としては、次の５点があり、a. オフィス減税とb. 雇用促進税制をあわせて、地方拠点強化税制と呼称している。

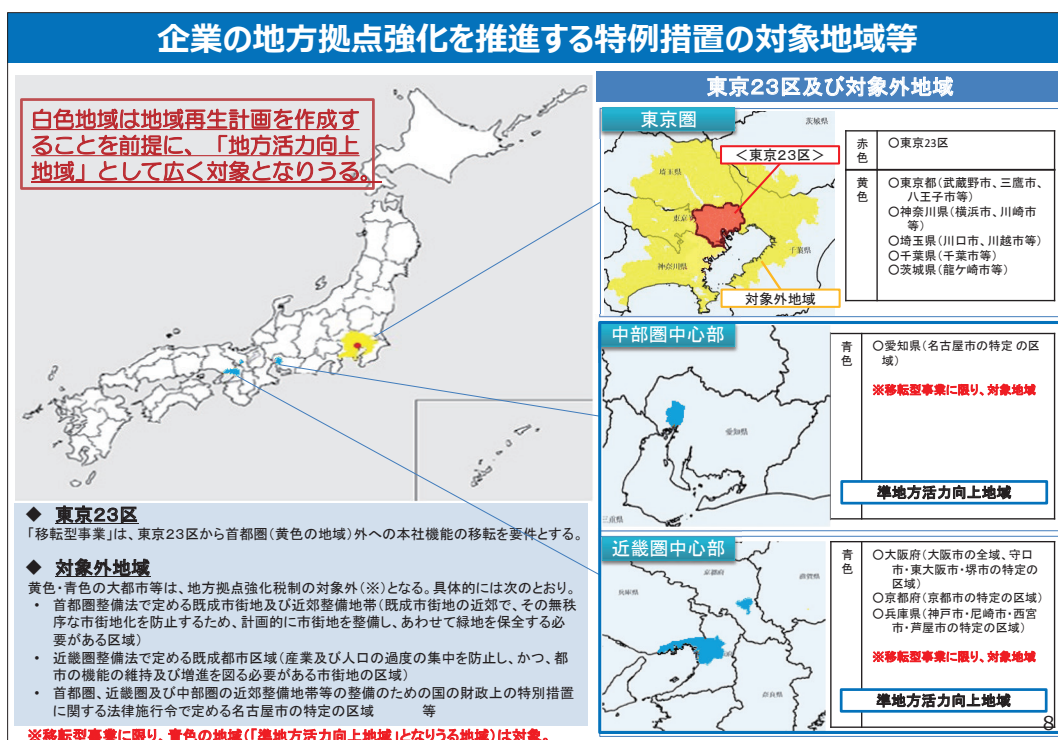
- a. 特定業務施設の新設又は増設に関する課税の特例（オフィス減税）
- b. 特定業務施設において従業員を雇用している場合の課税の特例（雇用促進税制）
- c. 地方税の課税免除又は不均一課税
- d. 独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務保証業務
- e. 日本政策金融公庫による融資制度

③令和４年度税制改正の内容

本税制は、東京23区から地方に本社機能に移転する場合の「移転型」と、地方にある企業の本社機能を強化する場合の「拡充型」に分かれている。



なお、本税制の対象地域（本社機能の移転先となる地域又は拡充を行う地域）については、移転型と拡充型で異なる。次のスライドの右図のとおり、移転型については、東京23区（赤色で示す地域）・東京圏（黄色で示す地域）は対象外だが、それ以外の地域は広く対象に含まれる。一方、拡充型については、東京23区・東京圏に加え、中部圏・近畿圏中心部（青色で示す地域）での拡充も対象外である。



令和4年度税制改正要望の背景及びその結果として実現した内容については、以下のスライドのとおり。今回の改正では、地方移転等のポテンシャルの高い事業者に対してインセンティブを向上するため、対象事業部門について、情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）を追加した。また対象地域について、従来は工業団地のように事務所等の物理的な集積を図る地域に限定していたところ、地方自治体が事業者の立地を目的として情報通信環境の整備を行っている地域を追加した。さらに、本社機能を有する等の諸要件を満たしていれば、サテライトオフィスも対象となる地方拠点に含まれることをガイドラインに明記するなど、IT企業にとって使い勝手やインセンティブが向上する改正内容となっている。

地方拠点強化税制の令和4年度税制改正要望の結果

1. 令和4年度税制改正要望の背景・課題

- コロナ禍でテレワークやリモート会議の導入が進んだことで、**IT業や中小規模事業者**を中心に、本社機能移転への関心は高まっているものの、**大半が東京23区内や東京圏内に留まる傾向**。
- コロナ禍を踏まえた地方創生を実現する観点から、東京圏からさらに一歩地方に踏み出して、**本社機能を地方に移転・分散化し、地方で雇用を創出**するよう、**企業のインセンティブを高める**ことが重要。

移転型（東京23区からの移転の場合）

地域再生計画（都道府県作成→国認定）

特定業務施設整備計画（事業者作成→知事認定）

↓

地方拠点強化税制

オフィス減税
建物の取得価額に対し、**税額控除7%又は特別償却25%**

雇用促進税制
初年度：最大 **90万円/人**
3年間計：最大 **170万円/人**

拡充型（地方の企業の本社機能強化）

↓

地方拠点強化税制

建物の取得価額に対し、**税額控除4%又は特別償却15%**

初年度のみ：最大 **30万円/人**

2. 令和4年度税制改正要望の結果

地方拠点強化税制（オフィス減税・雇用促進税制）について、**適用期限を2年間延長**（令和6年3月末まで）するとともに、感染症の影響によるビジネス環境や企業動向の変化等を踏まえた、**適用要件の緩和等の拡充**を実現。

- （1）地方移転等の**ポテンシャルの高い事業者**に対するインセンティブの向上
 - ＜IT・情報関連事業者＞
 - 対象となる**事業部門**について、**「情報サービス事業部門（ソフトウェア開発を含む）」を追加**
 - 対象となる**地域**について、「事業者の立地を目的として地方自治体が**情報通信環境の整備を行っている地域**」を追加
 - 対象となる**地方拠点**について、他の条件（本社機能を有する等）を満たす限り、**「サテライトオフィス」も含まれることを明記**
 - ＜中小規模事業者＞
 - 整備計画の認定対象となる**従業員の増加数（中小企業）**について、**1名以上に緩和**【現行：2名以上】
 - 雇用促進税制の対象となる**従業員の増加数**について、**要件を廃止**【現行：2名以上の増加】
- （2）地方における**雇用創出効果の高い事業者**に対するインセンティブの向上
 - オフィス減税の対象となる**地方拠点の整備期間**について、**3年以内に延長**【現行：2年以内】
 - 雇用促進税制の対象となる**従業員**について、**地方拠点の整備完了前に新規雇用した従業員を追加**
- （3）事務手続きの**負担軽減**
 - **雇用促進計画の提出期限**について、整備計画の認定後、**3か月以内に延長**【現行：2か月以内】

※詳細な要件等については、ガイドライン等を参照

17

改正内容例① 情報サービス事業部門の追加

- 対象となる事業部門について、「**情報サービス事業部門**」を追加する。

■ 対象となる事業部門

＜ガイドライン別表（改正後）における「特定業務施設で行われる業務部門」＞

部門	内容
調査及び企画部門	事業、製品、商品の企画・立案や市場調査を行っている部門
情報処理部門	自社の社内業務としてシステム開発やプログラム作成等を専門的に行っている部門
研究開発部門	基礎研究、応用研究、開発研究を行っている部門
国際事業部門	輸出入に伴う貿易業務や海外事業の統括を行っている部門
その他管理業務部門	総務、経理、人事、その他の管理業務を行っている部門

対象に追加

部門	内容
情報サービス事業部門	ソフトウェア開発、情報処理・提供サービス、映画・ビデオ制作、書籍等の出版等の業務を行っている部門 ✓ 情報処理サービス部門（システム・ソフトウェア開発等） ✓ 情報提供サービス部門（商品情報提供サービス等）

18

改正内容例② 雇用者の増加数要件の緩和

- 整備計画の認定対象となる**従業員の増加数**（中小企業）について、**1名【現行：2名】以上に緩和**する。
- 雇用促進税制の対象となる**雇用者の増加数**について、**要件【現行：2名以上の増加】を廃止**する。
- ただし、雇用促進税制について、**法人全体の雇用者増加数を控除上限とする要件**については**継続**。

■ 整備計画の認定時の雇用増加要件

【現行】 常時雇用する従業員の増加数について、

大企業 : 5名以上

中小企業 : **2名**以上

【改正後】 常時雇用する従業員の増加数について、

大企業 : 5名以上

中小企業 : **1名**以上

■ 雇用促進税制の適用時の雇用増加要件

【現行】

I 次の①、②のいずれかを満たすこと

① 当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数が**2人以上**であること② 当該適用年度より前のいずれかの適用年度において**①を満たし**、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体の雇用者増加数及び特定業務施設の雇用者増加数が、ともに0以上であること

II 法人全体の雇用者増加数が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要。

【改正後】

~~I 次の①、②のいずれかを満たすこと~~

~~① 当該適用年度において、特定業務施設の雇用者増加数が2人以上であること~~

~~② 当該適用年度より前のいずれかの適用年度において①を満たし、かつ、当該適用年度より前の全ての適用年度において、法人全体の雇用者増加数及び特定業務施設の雇用者増加数が、ともに0以上であること~~

要件を廃止

~~I II~~ 法人全体の雇用者増加数が0以下の場合、控除額が0となるため、実際に税額控除を受けるためには、当該適用年度における法人全体の雇用者増加数が1人以上であることが必要。

19

本税制やその他の特例措置について、活用を希望される場合は、以下の窓口までお問い合わせいただきたい。
また制度の詳細を知りたい場合は、下記の内閣府ウェブサイトには資料やパンフレットを掲載しているため、ぜひアクセスいただきたい。

地方拠点強化税制関係の窓口一覧

■ 各都道府県の問い合わせ先

内閣府ウェブサイト（下記URL）に、問い合わせ窓口の一覧表を掲載。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sakusei.html>


■ 地域再生法に関する問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 TEL : 03-5510-2474

■ 地方拠点強化税制全般・オフィス減税に関する問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 TEL : 03-3501-1697

（経済産業省 地域経済産業グループ 地域経済活性化戦略室内）

■ 雇用促進税制に関する問い合わせ先

内閣府地方創生推進事務局 TEL : 03-3502-6770

（厚生労働省 職業安定局 雇用政策課内）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/roudouseisaku/koyousokushinzei.html
